

使用前検査申請内容の変更について

発室発第171号
令和5年3月6日

経済産業大臣
西村康稔 殿

原子力規制委員会 殿

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号
氏名 日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

平成23年10月11日付け発室発第264号をもって申請した東海第二発電所
使用前検査申請書についての記載事項を変更しましたので、原子力発電工作物の保
安に関する命令第19条第3項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書
類を提出します。

1. 変更内容

1. 1 使用前検査申請書

東海第二発電所

使用前検査申請書番号

発室発第264号(平成23年10月11日)

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

発室発第121号(平成24年8月14日)

発室発第52号(平成25年7月2日)

発室発第8号(平成26年4月14日)

発室発第77号(平成27年7月9日)

発室発第216号(平成31年2月27日)

(変更前)

検査希望年月日	(第一号) 自 平成23年12月15日 至 未定
	(第五号) 自 平成24年6月14日 至 未定
使用開始予定年月日	未定

(変更後)

検査希望年月日	(第一号) 自 平成23年12月15日 至 令和6年9月※
	(第五号) 自 平成24年6月14日 至 令和6年9月※
使用開始予定年月日	令和6年9月※

※：原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出した使用前検査申請内容の変更について(令和4年3月24日付け発室発第177号)に記載の「検査希望年月日」及び「使用開始予定年月日」と同日としている。

2. 変更理由

平成25年6月19日原子力規制委員会において、「新規制基準施行時点で使用前検査を実施中の設備等については、工事計画の変更認可手続等により、新規制基準への適合性を確認の後、改めて検査等を実施する」ことが示されたことから、工事工程を見直したものの、工程が確定せずに未定としていた。今般、工程が確定したため、「検査希望年月日」及び「使用開始予定年月日」の記載を変更する。

工事の工程に関する説明書 (変更前)

項目	平成23年												平成24年												平成25年												平成26年										
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降															
使用済燃料貯蔵設備 使用済燃料乾式 貯蔵設備設置工事	工 事 期 間																																														
	△使用前検査(イ) ①※2/E (工場)												△使用前検査(第一号) ① 未定 (工場) △使用前検査(第五号) ② 未定 (工場) △使用前検査(第一号) ③ , (第五号) ② 未定 (現地)																																		

① 材料検査, 寸法検査, 外観検査, 耐圧検査, 漏えい検査

② 機能検査

③ 外観検査, 据付検査

※:旧 電気事業法施行規則による記載

工事の工程に関する説明書 (変更後)

項目	平成23年			平成24年			令和5年			令和6年						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
使用済燃料貯蔵設備 使用済燃料乾式 貯蔵設備設置工事	工 事 期 間															
	① 使用前検査(ノイ検査※/第一号) ①															
	② 使用前検査(六項検査※/第五号) ②															

① 材料検査, 寸法検査, 外観検査, 据付検査, 耐圧検査, 漏えい検査

② 機能検査

※:旧 電気事業法施行規則による記載